

インボイス制度対応に伴うお知らせ

2023年10月1日からインボイス制度が開始されることに伴い、弊社が発行する請求書について下記のとおり、一部変更をさせていただきます。

記

1. 請求書の記載内容および消費税計算の一部変更について

①適格請求書発行事業者登録番号の記載

②消費税計算方法

※ご請求明細はすべて税込みを記載し、明細毎の消費税は記載いたしません。

■変更前:ご請求明細(1行ごと)毎に消費税を算出

↓

■変更後:ご請求明細の合計金額に対して、消費税を算出

消費税の計算方法の変更のみとなり、お客様のガス料金等の変更はございません。

弊社では、インボイス制度に準拠した請求書を発行いたします。

課税事業者のお客様におかれましては、インボイスの保存をお願いいたします。

2. 適格請求書発行事業者登録番号について

弊社の適格請求書発行事業者登録番号は以下のとおりとなります。

・登録番号 : T4010001108754

国税庁適格請求書発行事業者公表サイトにて、ご確認が可能です。

[ENEOSグローブエナジー株式会社の情報: 国税庁「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」はこちらから](#)

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点等がございましたら、最寄りの事業所までお気軽にお問い合わせください。